

**令和2年新型コロナウイルス感染症にかかる  
セーフティネット保証4号認定の申請を受け付けます**  
(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)

令和2年新型コロナウイルス感染症に関して、大阪府がセーフティネット保証4号の指定地域に指定されたことに伴い、認定申請を下記のとおり受け付けます。

対象となる事業者は、下記の指定期間内に発行した認定書を金融機関に提出することで、通常の保証枠とは別枠で大阪信用保証協会の保証付き融資を申し込むことができます。

記

**1. 指定期間**

令和2年2月18日（火）から令和2年6月5日（金）まで

**2. 認定対象者および要件**

次のいずれにも該当する中小企業者

- 高石市において1年間以上継続して事業を行っている方
  - 令和2年新型コロナウイルス感染症に起因して、その事業に係る当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方
- ※ なお、高石市で認定できる方は、高石市内に本店のある法人、高石市内に事業所のある個人事業者の方です。

**3. 認定に必要な書類**

書 類 名	法人	個人
認定申請書（2枚セット）	○	
売上高確認票	○	
印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）	○	
履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内のもの）	○	—
高石市で1年間以上継続して事業を行っていることが確認できる資料（確定申告書の写し等）	—	○
現住所が高石市外の場合、高石市内の事業所所在地の確認できるもの	—	○
申請書に記入された売上高等の確認できるもの（売上台帳や試算表等）	○	
委任状（取引のある金融機関の方が代理手続きされる場合）	○	

※ 書類にはすべて実印での押印が必要です。

**4. 受付場所**

高石市政策推進部経済課（市役所別館3階）

所在地：高石市加茂4-1-1

電 話：072-265-1001（代表）

※ 郵送での受付はできません。

**5. その他**

- セーフティネット4号の認定を受けることで、大阪府の中小企業向け融資「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」等の申し込みが可能になります。
- 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金等の詳細については大阪府ホームページをご覧ください。
- 認定書が発行されても金融機関及び大阪信用保証協会による金融上の審査があり、融資実行には至らない場合もあります。